【 入院（入所）中 ・ 認定申請中 住宅改修承諾書 】

※下記に該当する方が介護保険法に基づく住宅改修を行う場合、住宅改修費が支給されない場合があります。

（1）入院中又は施設入所中の方

住宅改修費の支給には、退院・施設退所して（在宅に戻って）改修後の住宅で実際に生活することが必要になります。

原則、退院・施設退所後の着工となりますが、医師や理学療法士等の意見がある場合は、住宅改修事前申請の承認後であれば、入院中又は施設入所中の着工を認めます。ただし、住宅改修費支給申請は退院・施設退所日以降になります。

退院・退所しないこととなった場合は、申請の取り下げになります。この場合、改修費用は自己負担となり、**支給対象とはなりません。**

（2）認定申請中の方

介護保険で住宅改修を行えるのは、要介護認定を受けている方です。

住宅改修事前申請の承認後であれば、認定申請中に住宅改修はできますが、住宅改修費支給申請は認定結果が出てからになります。

認定結果が非該当（自立）の場合は、申請の取り下げになります。改修費用は自己負担となり、**支給対象とはなりません。**

被保険者番号	0	0	0								

被保険者氏名	上記の事項を承諾した上で住宅改修工事を行います。 （本人自筆） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（1）（2）のどちらかあてはまる項目に〇をして必要項目をご記入下さい。

（1）	入院・入所中の場合	退院・退所予定日（　　年　　月　　日）
		着 工 予 定 日（　　年　　月　　日）
		完 成 予 定 日（　　年　　月　　日）
		入院・入所施設名（　　）
（2）	認定申請中	申　　請　　日（　　年　　月　　日）

市確認欄	退院・退所日（　　年　　月　　日）	※備考	
	着　工　日（　　年　　月　　日）	完　成　日（　　年　　月　　日）	
	認　定　日（　　年　　月　　日）	要 介 護 度	要支援 １ ・ ２ 要介護 １ ・ ２ ・ ３ ・ ４ ・ ５